寒　川　町　議　会

総務常任委員会会議録

令和３年１２月１日

寒　川　町　議　会

出席委員　　黒沢委員長、吉田副委員長
茂内委員、山田委員、栁田委員、佐藤（一）委員、青木委員、山上委員、柳下委員、
天利委員
説 明 者　　戸村町民部長、岡野町民協働課長、越原副主幹、鈴木主任主事
小林消防長、古谷予防課長、甲消防総務課長、吉田主査、赤羽主査、青木主査
案　　件
（連合審査会の開催について）
１．議案第67号　「寒川総合図書館及び寒川文書館の指定管理者の指定について」に係る連合審査会の開催について
（付託議案）
１．議案第65号　宮山地域集会所ほか11施設の指定管理者の指定について
２．議案第61号　寒川町手数料条例の一部改正等について

午前９時００分　開会

【黒沢委員長】　それでは、皆様、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

昨日の夜から今朝方にかけて、かなり激しい風雨があったようでございますけども、先ほど局長から、町内では大きな被害はなかったというような報告をいただいたところでございます。低気圧が過ぎて、既に青空が広がって、12月とは思えない暖かい日になるかなという報道もありましたけれども、師走ということになります。我々もしっかり体調管理しながら、この12議会を乗り切ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

昨日に続いて、総務常任委員会連日の開催となりましたので、よろしくお願いいたします。

本日の案件につきましては、次第のとおり、連合審査会の開催について１件、付託議案２件でございますので、よろしくお願いいたします。進め方につきましては、次第のとおり進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

まず初めに、連合審査会の開催についてを議題とさせていただきます。その後、付託議案の審査の順で行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず連合審査の開催についてでございます。議案第67号　寒川総合図書館及び寒川文書館の指定管理者の指定についてに関わる連合審査会の開催についてを議題といたします。

この件に関しまして、私からご説明させていただきたいと思います。議案第67号は、皆様ご承知のとおり、11月26日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託されておりますので、明日12月２日木曜日に文教福祉常任委員会が開催され、その中でこの議案については審査される予定となっております。しかし、この議案につきましては、総務常任委員会が所管する寒川文書館の指定管理者に関する事項についても含まれている議案でありますから、私といたしましては、会議規則第65条に基づく連合審査会により、文教福祉常任委員会と総務常任委員会の合同で審査をする機会を設けたいと考えておりま

す。そこで、本日皆様にご意見を伺うため議題とさせていただきました。皆様にご同意いただければ、総務常任委員会から文教福祉常任委員会へ連合審査会の開催について申入れをしたいと思いますけれども、皆様からご意見や質問等がございましたら、ここでお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

【黒沢委員長】　じゃ、そのように取り計らってまいりたいと思います。

それでは、文教福祉常任委員会との連合審査会を開催するため、文教福祉常任委員会へ申入れをするということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【黒沢委員長】　ご異議ないようですから、文教福祉常任委員会に対しまして、会議規則第65条に基づき総務常任委員会との連合審査会を開催することについて申入れをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩させていただきます。

【黒沢委員長】　休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、付託議案の審査に入ってまいります。議案の内容につきましては、先日の本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【黒沢委員長】　それでは、執行部が入室するまで暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】　休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第65号　宮山地域集会所ほか11施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。本議案について説明を求めます。

戸村町民部長。

【戸村町民部長】　改めまして、おはようございます。それでは、議案第65号　宮山地域集会所ほか11施設の指定管理者の指定につきまして、岡野町民協働課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

【黒沢委員長】　岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】　それでは、付託議案の１、議案第65号　宮山地域集会所ほか11施設の指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。

まず初めに、提案の理由でございますが、現在町内にございます12の地域集会施設につきましては、寒川町地域集会施設条例第３条の規定に基づきまして、施設の管理は指定管理者に行わせておりますが、現行の指定管理期間が令和４年３月31日をもちまして満了を迎えますことから、４月１日からの次期指定管理者の指定につきまして、地方自治法の規定に基づきご提案させていただくものでございます。

次に、指定管理者候補者の選定に至るまでの経緯をご説明いたします。今回の選定につきましては、非公募で行い、募集要項等に基づき、寒川町地域集会所運営委員会連絡協議会より10月14日に申請書等

の提出を受け、10月21日に開催されました指定管理者選定委員会においてプレゼンテーションを受けた後、寒川町公の施設の指定管理者選定に係る選定基準に基づき審査を実施し、寒川町地域集会所運営委員会連絡協議会が選定され、その審査結果についての答申が町長に対しございました。その後、11月16日開催の協議を経て、寒川町地域集会所運営委員会連絡協議会を指定管理者候補者として現在に至っております。

タブレット01－１議案第65号をお開きください。１の管理を行わせる公の施設の名称でございますが、記載の一覧表にお示ししておりますとおり、宮山地域集会所をはじめ12の地域集会所でございます。

２の指定管理者でございますが、地域集会所ごとに設立されております地域集会所運営委員会の運営委員長をもって組織されております、寒川町地域集会所運営委員会連絡協議会を指定管理者候補者といたします。

次に、３の指定の期間につきましては、令和４年４月１日から令和９年３月31日までの５年間でございます。

続きまして、選定の理由でございますが、資料の２ページから４ページをご覧ください。こちらは、寒川町地域集会所運営委員会連絡協議会の規約及び令和３年度の役員名簿となっております。この協議会は、地域における自治意識の高揚と連帯感の醸成、文化の向上に寄与することを目的として、平成17年に設立され、地域集会所ごとに設置された運営委員会により構成されております。平成18年度以降12地域集会所の指定管理者として、利用者の利便性に考慮し、地域に密着した管理運営を行っており、地域集会所の設置目的である地域住民の連帯感の育成と地域文化活動の推進に寄与する団体として適任であるため選定をいたしました。

次に、タブレット資料01－２選定の概要、経過、答申、審査結果をご覧ください。１ページに選定の経過と概要をまとめてございます。

２ページ、３ページをご覧ください。こちらは、10月21日に開催されました寒川町公の施設の指定管理者選定委員会での結果でございます。寒川町指定管理者選定委員会における審査結果についての通知と答申で、選定委員会から町長への答申書及び担当課への通知でございます。

４ページをご覧ください。指定管理者候補者選定に係る審査の結果でございます。審査項目は大きく６項目、全項目数としては18項目に分かれておりまして、各項目５満点のところ３点を標準点とし、重要な項目につきましては、倍率２倍の10点満点として設定いたしました。満点が委員１人当たり100点となります。審査結果でございますが、12人の委員で採点いたしましたところ、1,200満点中総得点が満点の66.58％である799点であり、満点の６割として設定した標準点である720点を上回ったことから、指定管理者候補者として選定されたものでございます。

次に、タブレット資料01－３選定要綱、仕様書、審査基準をお開きください。１ページから５ページに寒川町地域集会所指定管理者選定要綱、６ページ、７ページ、こちらに寒川町地域集会施設管理業務仕様書、８ページに審査基準を添付してございます。審査基準につきましては、地域住民の連帯感の育成を設置目的としている地域集会所の特性から、上から２項目めの１の（２）当該施設の管理運営に適切な取組方針が示されているかと、下から２項目めの６の（１）常に利用者の立場になって管理運営ができているかの２項目を２倍の配点といたしました。

最後に、タブレット資料01－４指定管理者申請書類をお開きください。なお、資料につきましては、寒川町情報公開条例第５条に準拠し、個人の権利や利益を損なう情報については、黒塗りをさせていただいておりますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

まず、１枚目が、寒川町地域集会所運営委員会連絡協議会より提出されました指定管理者指定申請書でございます。

２ページからは添付書類がございまして、おめくりいただきまして、７ページから、団体概要及び事業計画書、さらにおめくりいただきまして、タブレットのページ数18ページから、令和４年度以降の収支予算書を添付してございます。これらの内容に問題となるような点はなく、同協議会は地域活動の拠点となる地域集会所をこれまでと同様に利用者の立場を考えて運営し、地域の実情に合わせた管理等に努め、継続的に安定した管理運営が行えると考えております。また、指定管理者に対しましては、これまで利用者の方から町に対し指定管理制度に対する意見や苦情などは寄せられておらず、指定管理者である寒川町地域集会所運営委員会連絡協議会からも特に問題は寄せられておりません。

以上のような理由から、寒川町地域集会所運営委員会連絡協議会を次期指定管理者として選定いたしました。

なお、寒川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第５条には、施設の性格、規模、目的等に考慮し、地域の活力を活用した管理を行う必要があるときは、公募によらず候補者を選定することができる旨の規定がございますので、引き続き寒川町地域集会所運営委員会連絡協議会を公募によらず指定管理者に指定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【黒沢委員長】　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

山上委員。

【山上委員】　ご説明ありがとうございました。指定管理者制度を今回地域集会所ということでやっていくというお話なんですが、自分の過去の経験から言いますと、地域集会所とか、自分の昔いたところでは自治会館というところがあるんですけども、非常に指定管理をする上では特殊なケースの一部だと思っています。その内容としましては、非公募制というところが当たるところ、それとほぼ１つの相手方ということになる、いわゆる契約でいえば、１社随契みたいな形になると思います。

今回寒川町地域集会所運営委員会に指定管理者として上げてこられているんですが、選定委員会の中でプレゼンテーションを行っているというところなんですが、非常にこの辺がこの協議会の負担になっていないかなと思うんです。プレゼンテーションをするということは、非常にいろいろな考え方、資料をそろえなきゃいけないので、その辺はどうかなという所感をお知らせいただければと思います。

【黒沢委員長】　岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】　今指定管理者の指定を行うに当たり、プレゼンテーションが負担にならないかというようなお話だったかと思うんですけれど、指定管理者制度に基づきまして選考を実施していく中では、指定管理者からのプレゼンテーションというのは、適正な管理ができているか、安定した管理能力があるかなどを確認するための重要な機会であると考えております。もしかしたらご負担に感じている部分もあるのかもしれないんですが、指定管理者として管理運営を実施していただく団体として、

責任を持って行っていただく必要があると考えております。ですので、寒川町地域集会所運営委員会連絡協議会の中でも、その重要性は認識していただいておりまして、指定管理者としての自覚を持ってプレゼンテーションを実施していただいております。

以上です。

【黒沢委員長】　山上委員。

【山上委員】　ご説明ありがとうございます。実は指定管理者制度というのは、平成15年に始まっている制度でして、平成22年には、ある程度の期間がたったので、国から指定管理者制度については、公の施設の配置の目的を効果的に達成するため、必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていることということで、国から通達というか、そのような形で文書が出ています。そういった中で、先ほども言ったとおり、非常に特殊性があるという意味で、図書館とか、体育館とはまたちょっと違う施設ですので、一度考えていただけたらなと思っております。先ほどもプレゼンで負担になっているかもしれないというところの部分がありましたので、ぜひとも一考、これは５年間ですよね。５年後に一考していただければと思います。これは要望です。

以上です。

【黒沢委員長】　他に質疑はございますか。

茂内委員。

【茂内委員】　プレゼンテーションのことなんですけども、どのような内容のプレゼンテーションをなさっているのかなというのが聞きたいなと思いまして。

【黒沢委員長】　岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】　プレゼンの内容というお話なんですけれど、タブレット資料01－４でお示ししましたとおり、申請書に基づいたその後ろについております書類が提出の資料となっております。ですので、これに基づきまして事業計画、団体の説明などといったものをプレゼンでお話しいただいております。

【黒沢委員長】　茂内委員。

【茂内委員】　ありがとうございます。20分間のプレゼンテーションと書いてあったんですけども、それは資料を基にその方たちに自由にといいますか、管理者として、こうしたい、こうであるというのを言っていただくような形で、皆様が審議なさるということでよろしいんでしょうか。

【黒沢委員長】　岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】　今お話しいただきましたとおり、管理者として、今後５年間どのような管理運営を行っていくのかということも含めて説明いただいております。

以上です。

【黒沢委員長】　他に質疑はございますか。

天利委員。

【天利委員】　何点か教えていただきたいんですが、まず、規約のところで、指定管理制度というのが、そもそも民間活力を使った形で運営していく、幅広い民間の活力を使って運営を行っていくという

ところがあるかと思うんですが、先ほど山上委員がおっしゃったように、そういったものを自治会の方々が組織しているところに指定管理者制度を導入してもいいよというお話もあったということなんですが、そういったところを考えると、自治会の方々が役員になっているんですが、今度は指定管理制度は５年というところなんですが、役員を見ると、２年で代わるとか、１年で代わるというところであって、５年の契約で役員がそれぞれ代わってしまうと、継続性というか、指定管理者制度そのもののノウハウが、どういう形で指定管理者制度に反映されていくかというのをお聞かせいただきたいのと、任期が２年で、もし退任されたら、その在任期間は新しい方がなるというのは規約には書いてあるので、その役員名簿の中で大体何人の方が１年もしくは２年ぐらい補完するのか、割合を教えていただきたいのと、あともう一つは、審査基準のところ８分の８、点数が書いてあるところがあったと思うんですが、実際管理するのは、先ほどの説明ですと、各地域集会所の組織の方々が管理をされているというところで、さっき977点だしたっけ、60％ぐらいでしたっけ、そういう説明があったと思うんですが、それはトータルした基準の点数だと思うんですが、集会所の個々の取組によって大分点数も変わってくると思うんですが、個々には審査というんですかね、そういうことをやっていらっしゃるのかどうか、それだけお聞かせいただきたい。

【黒沢委員長】　岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】　ご質問を２点いただきました。まず、１点目のご質問なんですが、地域集会所運営委員会連絡協議会につきましては、年に２回協議会の会議を開催しておりまして、その中できちんとした引継ぎができるような説明も行っております。ただ、昨年度はコロナ禍の影響で書面開催となってしまっておりますが、管理運営の方法など、そういったことは協議会を通して年２回の会議の中で引継ぎがされるように手続をしております。また、役員の任期につきましても、実は輪番で会長も交替していただいているんですが、交替することによって各地域集会所ごとのお話などもできますので、役員に関しても、そこで引継ぎがスムーズにできるような形を取っております。

２点目の審査基準なんですけれど、こちらはあくまでも地域集会所運営委員会連絡協議会に関しての採点となっております。ただ、先ほどのプレゼンテーションの中でも、各12地域集会所につきましては説明をさせていただいておりますので、それらをトータルした採点になっております。

以上です。

【黒沢委員長】　天利委員。

【天利委員】　分かりました。計画のところではちゃんと引継ぎをされているということで、前任の方々が問題点を抽出しながら次の方に引き継ぐというところでは、理解をさせていただきました。

もう一つは、審査の結果、779点というところで、この表には書いてあるんですが、ここは全体的なところになるということでお話をいただいたんですが、実際この方々が直接関係することじゃなくて、私のいる宮山地区ですと、そこの管理運営委員会が組織されて、その方々がしっかりと運営されているというところでございますので、そこはいいんですけども、そういった方々のリスク管理も出てくるかと思うんですが、そういったところをどう取り除いてあげるか、さっき負担ということもあったと思うんですが、本当にこれでいいのかどうかというのは疑問が残るところなんですが、ルール上では、こういう部分では必要かと思うので、地域の方々が地域の集会所を守っていくというところでは、幅広い活

用の仕方をその地域の中で模索していくというのは、非常に取組はいいとしているんですけども、やはりご負担をいただいているというところも懸念を示しますので、私も考えておりますので、ぜひそういったところをもう少し柔軟に、負担軽減しながら、表現は悪いかもしれないけど、押しつけるような形ではないようにぜひ取組をしていただければと思いますので、要望だけでございますので、よろしくお願いします。

【黒沢委員長】　　他に質疑はございますか。

　山田委員。

【山田委員】　　２点ほどお伺いします。まず、先ほど説明の中で、利用者の方とか、運営委員会の方とか、いろんな方というのは特に問題、クレームとか、そういうものはないということでしたけど、確かに自治会の方たちが運営することによって、地域の活性化、いろんな活動なんかにも利用されるということで、いいことだと思っています。

　あと、それと、決算書を見ますと、修理とか、いろんなものがあると思うんですけど、それに関しては十分対応、指定管理料のいろんな費用の中で、修理などはちゃんとうまくされているのか、そういうところの確認を取りたいと思います。

【黒沢委員長】　　岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】　　ご質問いただきました管理の関係なんですけれど、年に２回モニタリング調査を実施しております。合わせまして、年度末には実績報告書もご提出いただいております。その中で収支も含めた適正管理運営がされているかということは随時確認しておりますので、十分今までも適正な管理ができていると考えております。

　以上です。

【黒沢委員長】　　他に質疑はございますか。

　柳田委員。

【柳田委員】　　タブレット資料１－４の指定管理者申請書類の最後のページの維持費修繕費ですかね。令和４年から８年まで予算があると思うんですけど、その中で補修費がずっと同じ金額だと思うんですけど、地域集会所の課題って、どんどん老朽化してくることだと思うんですけど、その中でずっと同じ金額だった理由というのをお伺いします。

【黒沢委員長】　　岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】　　地域集会所の修繕に関しましては、町とこの運営委員会連絡協議会とで協定を結ばせていただいておりまして、５万円以下のものは地域集会所で、５万円以上のものは町で負担するというようなリスク分担を締結しております。それらも含めまして、もしも大きな修繕が発生した場合には、その都度事前にご連絡をいただいて、適切に修繕ができるような形を取らせていただいております。

　以上です。

【黒沢委員長】　　今の質問は、毎年同じ金額なのはなぜかというところも含まれていたかなと思うんですけど、その点もお聞かせいただけますか。

【岡野町民協働課長】　　申し訳ございませんでした。確かに５年間同じ金額を計上させていただいて

いるんですが、いつ修繕が起こるかも今は分からない状況でございまして、あと合わせまして、現在のコロナ禍において、利用状況も制限されていたりということもありましたので、今後の活用次第で大きく変化してきてしまうところかなと考えております。ですので、この金額につきましては、コロナの前とコロナの後が平均となるような形でこの予算書はご提出いただいております。

以上です。

【黒沢委員長】　他に質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

【黒沢委員長】　ないようですので、これで質疑を終結いたします。大変にご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】　休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第61号　寒川町手数料条例の一部改正等についてを議題といたします。本議案について説明を求めます。

小林消防長。

【小林消防長】　おはようございます。消防本部予防課より、議案第61号　寒川町手数料条例の一部改正等につきましてご説明させていただきます。説明につきましては、古谷予防課長がいたしますので、よろしく審査のほどお願いいたします。

【黒沢委員長】　古谷予防課長。

【古谷予防課長】　それでは、議案第61号　寒川町手数料条例の一部改正等について、その内容をご説明申し上げます。

初めに、提案の根拠及び理由となりますが、令和４年４月１日から茅ヶ崎市との広域化が決定しております。消防広域化後は事務委託方式により、茅ヶ崎市と寒川町との消防業務に関する規約第２条により、委託事務の管理及び執行については法令に定めるほか、茅ヶ崎市の委託、規則及び規定が適用されます。そのために広域化までに委託事務に関する寒川町の条例等の例規を一部改正、または廃止する必要が生じたためでございます。

改正の内容でございますが、寒川町手数料条例の一部の改正及び寒川町火災予防条例の廃止となります。まず、寒川町手数料条例の一部改正についてご説明させていただきます。それでは、タブレット資料２－１、16分の３ページ、寒川町手数料条例新旧対照表をご覧ください。消防広域化後は、寒川町の危険物施設等の審査事務は茅ヶ崎市が行うため、寒川町の手数料条例、消防法の規定に基づく審査、検査に関する部分、寒川町手数料条例第２条第１項第17号から第33号までを削ります。

附則といたしまして、この条例は令和４年４月１日から施行する旨を定めています。

続いて、タブレット資料２－２寒川町手数料・茅ヶ崎市手数料対照表をご覧ください。地方自治法第228条において、手数料について全国的に統一して定めることが必要と認められる事務については、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準とし、条例を定めなければならないとあります。危険物施設等許認可審査手数料は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に基づき条例で定めているもので、寒川町と茅ヶ崎市で手数料の金額に差はございません。

簡単ではございますが、寒川町手数料条例の一部改正についての説明を終わらせていただき、次に、寒川町火災予防条例の廃止についてご説明させていただきます。火災予防条例の廃止についても、先ほどの理由と同様、事務委託方式により、茅ヶ崎市と寒川町との消防業務に関する規約第２条により、委託事務の管理及び執行については法令に定めるほか、茅ヶ崎市の条例、規則及び規定が適用されます。

それでは、タブレット資料２－３寒川町・茅ヶ崎市火災予防条例対照表をご覧ください。火災予防条例は、消防法について基本的な事項を定め、技術基準や行政手続に係る細目については、市町村条例に委任する体系となっています。

なお、火災予防条例については、一定の統一性の確保、市町村に対する技術支援などの観点から、総務省消防庁により火災予防条例（例）が示されています。寒川町及び茅ヶ崎市においても、火災予防条例は火災予防条例（例）に準拠しておりますが、比較しますと、新たに設けられる項目があります。これについては、茅ヶ崎市の経過措置として、令和４年４月１日前に寒川町火災予防条例の規定によってした処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際、現に効力を有するものは、茅ヶ崎市火災予防条例の相当規定によって処分、手続その他の行為とみなすとし、寒川町火災予防条例で規制した効力、手続は継続するため、寒川町火災予防条例の廃止により直ちに町民への影響はございません。

寒川町火災予防条例については、町民や事業者に対する規制、制限について規定するもので、特に速やかな町民周知を図る必要があることから、茅ヶ崎市と寒川町との消防業務に関する規約施行に伴い整備するほかの例規等に先行して提案させていただくもので、手数料条例につきましても同様です。

先ほどもご説明させていただきましたが、寒川町手数料条例の一部改正及び寒川町火災予防条例の廃止に伴い、直ちに町民への影響はありません。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審査のほどお願いいたします。

【黒沢委員長】　それでは、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

柳下委員。

【柳下委員】　２つの手続と火災予防条例を速やかに周知ということなんですが、いつ頃までに対象者というか、対象事業者への周知はどのように行うのかについてお伺いいたします。

【黒沢委員長】　吉田主査。

【吉田主査】　ただいまのご質問にお答えします。届出先等の周知についてのご質問だったと思います。周知につきましては、ホームページ、広報紙による周知、また届出先等の記載されたリーフレットを関係機関、事業所等に通知します。その時期についてですが、来年１月頃を予定しております。また、届出に来庁された方にもリーフレット等をお渡しする考えであります。

以上です。

【黒沢委員長】　柳下委員。

【柳下委員】　そのリーフレットは既に手配して、準備はなされているということでよろしいのでしょうか。

【黒沢委員長】　吉田主査。

【吉田主査】　ただいまのご質問にお答えいたします。リーフレットの準備等は整っております。

以上です。

【黒沢委員長】　他に質疑はございますか。
　山田委員。
【山田委員】　手数料条例の改正なんですけど、今回も４月以降は、手続や申請というのは茅ヶ崎消防署に行くのか、寒川でも受付してもらえるのか、それを教えてください。
【黒沢委員長】　古谷予防課長。
【古谷予防課長】　ただいまのご質問の内容でございますが、先ほどリーフレットとホームページ等でご案内すると申し上げました。その中でリーフレット等を使用していただき、手続を行っていただくということで、なるべく早めに準備をしたいと思っております。
【黒沢委員長】　そういう質問ではなくて、手続の窓口はどこになるのか、基本的に茅ヶ崎になると思うけれども、寒川でもできるのかという質問だったと思うので、そこを答えていただければいいかなと。
【古谷予防課長】　失礼いたしました。手続の関係ですが、茅ヶ崎市の消防本部で手続を行います。
　以上でございます。
【黒沢委員長】　山田委員。
【山田委員】　今の答えは、茅ヶ崎の消防本部でということですけど、そうしたら申請するには寒川の事業者さんは手間がかかってくるということで、そういう認識でよろしいんでしょうか。
【黒沢委員長】　古谷予防課長。
【古谷予防課長】　そのとおりです。寒川町の事業者の方には、茅ヶ崎市消防本部にお越しいただき、現在よりはお手数をおかけするということになります。
　以上でございます。
【黒沢委員長】　他に質疑はございますか。
　山上委員。
【山上委員】　基本的なことなんですが、これは総務常任委員会でしか聞けないと思うんです。今回寒川町・茅ヶ崎市火災予防条例ということで新しくなっていくと思うんですけども、これを一部改正するとき、要は寒川町の議会と茅ヶ崎市の議会両方に議案として提案するのかどうかというところだけ確認させていただきたいんですが。自分も初めてなものですから、こういった理由の。
【黒沢委員長】　すぐ答えが出ますか。感覚としては、茅ヶ崎に委託するので、寒川町のこういったものがなくなって、茅ヶ崎の決まりで動くということになるから、茅ヶ崎の変更はないのかなと捉えるんだけど、それでいいのかどうか。
　赤羽主査。
【赤羽主査】　ただいまのご質問にお答えさせていただきます。原則、火災予防条例を改正する際には、茅ヶ崎市の部分での改正の内容となりまして、改正内容につきましては、寒川町と協力して周知を図り、仮に町民の方に大きな影響を及ぼすようなパブリックコメントが必要なときにありましては、その場合にも寒川町の皆様と協力し、そちらに配架等をし、情報を聞くような形で対応するよう進めております。
　以上となります。

【黒沢委員長】　山上委員。

【山上委員】　それでは、一部改正の議決は茅ヶ崎市議会ということで、寒川町にはその報告というか、そういった周知ということでよろしいでしょうか。

【黒沢委員長】　赤羽主査。

【赤羽主査】　ただいまの質問にお答えさせていただきます。委員おっしゃるとおりとなります。

以上です。

【黒沢委員長】　他に質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

【黒沢委員長】　それでは、ないようですので、以上で質疑を終結いたします。大変にご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】　休憩を解いて会議を再開いたします。

では、ここで改めて休憩を取りたいと思います。再開については10時10分といたします。

暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】　休憩を解いて会議を再開いたします。

これより討論に入ります。議案第65号　宮山地域集会所ほか11施設の指定管理者の指定について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

（「なし」の声あり）

【黒沢委員長】　賛成討論のある方。

山田委員。

【山田委員】　そうしましたら議案第65号　宮山地域集会所ほか11施設の指定管理者の指定について討論いたします。公の施設は、住民の福祉の増進をする目的を持って、その利用に供するために設けられた施設です。これは地方自治法に書いてあります。今回寒川町地域集会所運営委員会協議会は、町内会、自治会の役員で構成されるべき団体です。自治会の役員などが管理することで、施設の料金収入などは建設資金を出資している町に還元されます。そして、住民の利益に還元されることで町内の経済が回ることから賛成といたします。

【黒沢委員長】　他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

【黒沢委員長】　ないようなので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第65号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

【黒沢委員長】　賛成全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第61号　寒川町手数料条例の一部改正等について討論はありますか。まず反対討論のある方。

（「なし」の声あり）

【黒沢委員長】　　賛成討論のある方。

（「なし」の声あり）

【黒沢委員長】　　では、討論がないようですので、討論なしと認めます。

これより議案第61号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】　　賛成全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を終了いたします。大変にご苦労さまでした。ありがとうございました。

午前１０時１３分　閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和４年２月２２日

委員長　　黒　沢　善　行